

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 18 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の利用に関する
リーフレットの作成等について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記につきましては、今般、別紙のとおり、公益社団法人日本看護協会、公益財団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願い申し上げます。

以上

別紙

事務連絡
令和6年9月18日

公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の利用に関する
リーフレットの作成等について（協力依頼）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求及びオンライン資格確認は、令和6年6月1日（請求は7月請求分）から運用開始となり、多くの訪問看護ステーションに導入いただいているところですが、令和6年12月2日（請求は12月請求分）から義務化され、訪問看護ステーションにおかれましては、オンライン請求及びオンライン資格確認の体制を整備いただくとともに、原則として利用者はマイナンバーカードによる資格確認を行っていただくこととなります。

このため、今般、利用者への説明用リーフレットを作成するとともに、オンライン資格確認を導入している訪問看護ステーションのリストを公表することになりました。また、オンライン請求・オンライン資格確認の導入が完了している訪問看護ステーションの事例などをご紹介する機会として説明会（オンラインセミナー）を開催いたします。

つきましては、下記について、貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力のほどお願いします。

記

1. 利用者への説明用リーフレットの作成について

オンライン資格確認の利用に当たって、マイナンバーカードの健康保険証利用登録手順に関するリーフレットおよび訪問看護ステーションを受診する際のマイナンバーカード利用手順に関するリーフレットを作成いたしました。

当該素材を活用しつつ利用者へのご説明を行っていただき、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進にご協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省HP「オンライン資格確認に関する周知素材について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html) に掲載しております。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用対応の訪問看護ステーションのリストについて

利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html) にオンライン資格確認導入済訪問看護ステーションのリストを掲載することといたします。

このオンライン資格確認導入済訪問看護ステーションのリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」(<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>) にログインして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いいたします。なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療DX情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

また、導入してから日にちが経過している場合であっても、医療機関等向け総合ポータルサイトに運用開始日を入力済であるかについて、厚生労働省HPに掲載の当該リストを今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、訪問看護ステーションを含む医療機関等の情報を検索できる民間事業者の検索サイトでは、当該リストをもとに各サイトの情報更新を行っており、厚生労働省HP上でもそれらの民間検索サイトへのリンクを掲載していますので、ご周知いただきますようお願いいたします。

3. 訪問看護ステーション向けオンライン資格確認・オンライン請求の導入に関する説明会の開催について

訪問看護ステーション向けオンライン資格確認・オンライン請求の導入に関する説明会をオンラインにて開催いたしますので、周知にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

- 日時 : 令和6年9月24日(火) 18:00~18:30(予定)
- 開催方法 : YouTubeライブ配信(後日アーカイブ配信)

<参加用URL>

<https://www.youtube.com/live/767m6KgJaNE>



- 議題（予定）：「訪問看護ステーション向けオンライン資格確認・オンライン請求の導入に関する説明会」
- オンライン資格確認・オンライン請求の概要や導入のメリット、導入の流れについて
 - 実際に利用者宅等で行うオンライン資格確認の手順について
 - 補助金の申請方法について
 - 導入事例の紹介について

以上

(参考) 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
都道府県民生主管部(局) 御中
 国民健康保険主管課(部) 御中
 後期高齢者医療主管課(部) 御中
都道府県介護保険担当主管部(局) 御中
 介護保険主管課(部) 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中

⚠️ご注意ください！

(令和6年9月時点)

令和6年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する
同意項目については、以下の項目をご確認ください。

手術情報の提供
 同意する 同意しない

薬剤情報の提供
 同意する 同意しない

特定健診等情報の提供
 同意する 同意しない

限度額情報の提供
 同意する 同意しない

特定実効療養受療証情報の提供
 同意する 同意しない

全ての項目に同意する

同意内容を確認する

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

●●●●

1 2 3
4 5 6
7 8 9
0

キャンセル

3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了





マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※職員端末でも登録可能です。
登録後、必ずログアウトしてください
- ② 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

マイナンバー
マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間 (年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



健康保険証として マイナンバーカード をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォン※から以下の手順でお申し込みください
※職員端末でもご利用いただけます。ログアウトを忘れずをお願いします。

STEP1 必要なものを準備する

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS

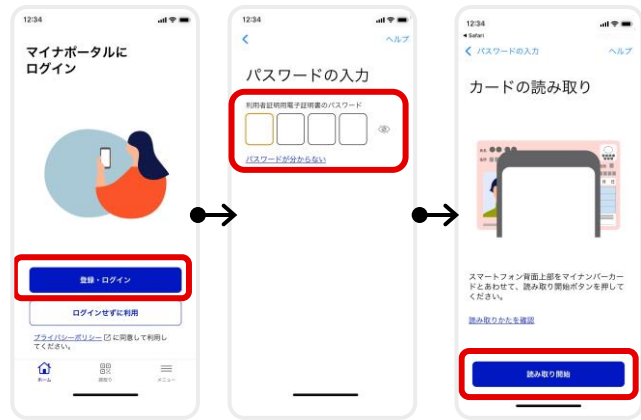


Android



二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り

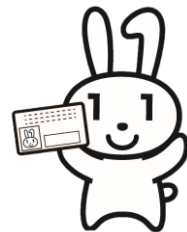


STEP3 健康保険証の利用登録

- 画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押し

完了！

- 健康保険証としてご利用いただけます



令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare